

東京都駐車場条例（昭和三十三年東京都条例第七十七号）新旧対照表（抄）

改 正 案

現 行

目次 (現行のとおり)

第一条から第十六条まで (現行のとおり)

(建築物を新築する場合の駐車施設の附置)

第十七条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成十三年国土交通省  
令第百五十一号)第二条第七号に規定する駅又は軌道法施行規則

(大正十二年内務/鉄道/省令)第九条第一項第十一号に規定する  
停留場(以下これらを「鉄道駅等」という。)からおおむね半径五百  
メートル以内の区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づ  
き、必要な駐車施設の附置の確保が図られないと認める場合

三 前二号に定めるもののほか、知事が特に必要がないと認める場合

2及び3 (現行のとおり)

(建築物を新築する場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第十七条の二 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 鉄道駅等からおおむね半径五百メートル以内の区域において、知  
事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な荷さばきのための駐車  
施設の附置の確保が図られていると認める場合

三 (現行のとおり)

目次 (略)

第一条から第十六条まで (略)

(建築物を新築する場合の駐車施設の附置)

第十七条 (略)

一 (略)

(新設)

二 前号に定めるもののほか、知事が特に必要がないと認める場合

2及び3 (略)

(建築物を新築する場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第十七条の二 (略)

一 (略)

(新設)

二 (略)

四 前二号に定めるもののほか、知事が特に必要がないと認める場合

合

2及び3 (現行のとおり)

(建築物を増築し、又は用途を変更する場合の駐車施設の附置)

第十七条の三 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

一 鉄道駅等からおおむね半径五百メートル以内の区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合

三 前二号に定めるもののほか、知事が特に必要がないと認める場合 (建築物を増築し、又は用途を変更する場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第十七条の四 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

一 鉄道駅等からおおむね半径五百メートル以内の区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な荷さばきのための駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合

三 (現行のとおり)

四 前二号に定めるもののほか、知事が特に必要ないと認める場合

合

2 (現行のとおり)

第十七条の五から第十七条の七まで (現行のとおり)

三 前二号に定めるもののほか、知事が特に必要ないと認める場合

合

2及び3 (略)

(建築物を増築し、又は用途を変更する場合の駐車施設の附置)

第十七条の三 (略)

一 (略)

(新設)

二 前二号に定めるもののほか、知事が特に必要ないと認める場合 (建築物を増築し、又は用途を変更する場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第十七条の四 (略)

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 前二号に定めるもののほか、知事が特に必要ないと認める場合

合

2 (略)

第十七条の五から第十七条の七まで (略)

(駐車施設の附置等に関する特例)

第十七条の八 特別区又は市が、次に掲げる区域内において、建築物を新築し、増築し、又は用途の変更をしようとする者が附置すべき駐車施設又は荷さばきのための駐車施設に関する条例を定めた場合であつて、当該区域が駐車場整備地区等、周辺地区及び自動車ふくそう地区内に存するときは、当該区域内においては、第十七条から第十七条の五までの規定は適用しない。

一 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第七条第一項の規定により特別区又は市が作成した低炭素まちづくり計画(同条第三項第一号に規定する集約駐車施設に関する事項が記載されたものに限る。)における同号に規定する駐車機能集約区域

約区域

二 都市再生特別措置法第四十六条第一項の規定により特別区又は市が作成した都市再生整備計画(同条第十四項第三号ハに規定する集約駐車施設に関する事項が記載されたものに限る。)における同条第二項第五号に規定する滞在快適性等向上区域

三 都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により特別区又は市が作成した立地適正化計画(同条第六項第二号に規定する集約駐車施設に関する事項が記載されたものに限る。)における同項第一号に規定する駐車場配置適正化区域

(建築物の敷地が二以上の区域内にわたる場合)

第十七条の九 (現行のとおり)

2 前項に規定する場合において、駐車場整備地区等の区域内の敷地面積

(建築物の敷地が二以上の区域内にわたる場合)

第十七条の九 (略)

積及び周辺地区等の区域内の敷地面積の合計が当該建築物の敷地の面積の過半のときは、同項の規定にかかるらず、駐車場整備地区等の区域内の面積又は周辺地区等の区域内の面積のいずれか大きい区域内に当該建築物があるものとみなして、第十七条から第十七条の四までの規定を適用する。

3 (現行のとおり)

4 建築物の敷地が前条各号に掲げる区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該区域内にあるときに限り、当該区域内に当該建築物があるものとみなして同条の規定を適用する。

第十七条の十及び第十八条 (現行のとおり)

(届出)

第十八条の二 第十七条の六の規定の適用を受ける建築物の敷地外に駐車施設を設置しようとする者又は前条第一項及び第二項の規定により駐車施設を設置しようとする者は、東京都規則で定めるところに従い、駐車施設の位置、規模等を知事に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合もまた同様とする。

(既存建築物における駐車施設等)

第十九条 (現行のとおり)

第十九条の二 (現行のとおり)

一 駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域、鉄道駅等からおおむね半径五百メートル以内の区域又は都市再生駐車施設配置計画区域において、知事が地区特性に基づ

面積及び周辺地区等の区域内の敷地面積の合計が当該建築物の敷地の面積の過半のときは、前項の規定にかかるらず、駐車場整備地区等の区域内の面積又は周辺地区等の区域内の面積のいずれか大きい区域内に当該建築物があるものとみなして、第十七条から第十七条の四までの規定を適用する。

3 (略)

4 建築物の敷地が駐車機能集約区域内の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該駐車機能集約区域内にあるときに限り、当該駐車機能集約区域内に当該建築物があるものとみなして前条の規定を適用する。

第十七条の十及び第十八条 (略)

(届出)

第十八条の二 前条第一項及び第二項の規定により駐車施設を設置しようとする者又は第十七条の六の規定の適用を受ける建築物の敷地外に駐車施設を設置しようとする者は、東京都規則で定めるところに従い、駐車施設の位置、規模等を知事に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合もまた同様とする。

(既存建築物における駐車施設等)

第十九条 (略)

第十九条の二 (略)

一 駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域又は都市再生駐車施設配置計画区域において、知事が地区特性に基づいた基準に基づき、必要な駐車施設及び荷さばきのための駐車

き、必要な駐車施設及び荷さばきのための駐車施設の附置の確保が図られ、当該施設の台数を必要台数まで減じ、又は当該施設の全部若しくは一部の位置を変更することに支障がないと認める場合

二一 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第二十条から第二十四条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第六まで (現行のとおり)

施設の附置の確保が図られ、当該施設の台数を必要台数まで減じ、又は当該施設の全部若しくは一部の位置を変更することに支障がないと認める場合

二一 (略)

2 (略)

第二十条から第二十四条まで (略)

別表第一から別表第六まで (略)